

# 5月12日は民生委員・児童委員の日です

～皆さんの地域に困り事の相談役がいることを知っていますか？～

地域のつながりや「絆」が薄れつつある中、民生児童委員・主任児童委員は、地域になくてはならない存在となっています。

誰もが安心して住み続けられる地域づくりのために、同じ地域に暮らす住民目線で活動しています。

生活の困り事は、民生児童委員または主任児童委員へお気軽にご相談ください。

■問い合わせ先…町民福祉課 ☎46-5562

## 民生委員・児童委員ってどんな人？

厚生労働大臣から委嘱を受け、地域の社会福祉の向上のために活動しています。ボランティアで無報酬で活動し、常に住民の立場になって相談に応じています。

全ての民生委員は、児童委員を兼ねています。町内で、26人(平成31年4月1日現在)が活動しています。

## 主任児童委員ってどんな人？

子どもの福祉に関することを専門に担当している民生委員・児童委員です。

学校や行政機関と連携して、子育てに関する相談を受け、問題の解決に努めています。

新生児への訪問活動を通して子育て相談や情報提供を行います。



平泉町民生児童委員協議会定例会の様子

## どんな活動をしているの？

例えば、次のような活動をしています。

- ▶ 一人暮らしの高齢者の見守りや声掛けを行い、異変があれば関係機関に連絡します。
- ▶ 関係機関と連携して、障害のある人や生活に困っている人への支援を行います。
- ▶ 振り込め詐欺などの被害に遭わないよう、地域住民に呼び掛けています。
- ▶ ふれあいサロンを楽しくするための内容を検討し、運営を行っています。

## ◎民生委員・児童委員（敬称略）

担当	氏名	担当	氏名
1区	菅原 恵美子	11区	南館 勢子
2区	三澤 恵美子	12区	千葉 由美
3区	千葉 恵子	13区	鈴木 陽子
4区	佐々木 妙子		鈴木 憲子
5区	佐藤 美津子	14区	佐藤 照子
6区	佐藤 謙一	15区	千葉 なか子
7区	小野寺 栄子	16区	千葉 幸生
8区	千條 克博	17区	鈴木 良治
	齋藤 公子	18区	千葉 茂樹
9区	原田 隆造	19区	千葉 三津子
10区	小野寺 玲子	20区	佐々木 えみ子
11区	高橋 徳子	21区	岩淵 章

## ◎主任児童委員（敬称略）

平泉地区	阿部 ひとみ	長島地区	佐藤 由吏
------	--------	------	-------

## ◎行政機関

町民福祉課、保健センター、社会福祉協議会、地域包括支援センター

平泉町情報公開条例および平泉町個人情報保護条例に基づき、条例の運用状況を以下のとおり公表します。

■問い合わせ先…まちづくり推進課 ☎46-5578

## 情報公開条例・個人情報保護条例の運用

### ▷平成30年度の行政情報開示請求

	町長	議会	教育委員会	選挙管理委員会	監査委員	農業委員会	固定資産評価審査委員会
請求件数	1	0	0	0	0	0	0

※情報公開制度とは、町民の知る権利と町政への参加を推進し、開かれた行政の実現を図るため、行政情報を公開する制度を指します。

### ▷平成30年度の個人情報開示・訂正請求

	町長	議会	教育委員会	選挙管理委員会	監査委員	農業委員会	固定資産評価審査委員会
請求件数	0	0	0	0	0	0	0

※個人情報保護制度とは、個人の権利利益の侵害の防止を図るため、個人情報を公開する制度を指します。

## 「協働のまちづくり」を推進していきます

人口減少や少子高齢化に伴う地方の減退を最小限にとどめ、より住みよい地域社会の実現を目指して、町では協働のまちづくりを推進しています。

行政のみがまちづくりを行うのではなく、集落単位の地域自治組織や地域づくりを目的とした団体などが主体となり、その地域が元気になるような事業や課題解決に向けた主体的な取り組みをする事業費の一部を町が助成することにより、住民主体のまちづくりを推進するものです。

この事業は平成25年度から続いており、これまで助成した事業の一部を紹介すると、自治会組織の連携を深める取り組みであったり、伝統・文化を継承し発信する事業など多岐にわたる分野で活動をしています。

本年度も引き続き、協働のまちづくり事業を推進し、地域を元気にしたい人たちの積極的な活用を応援します。

■事業名  
町協働のまちづくり交付金事業

■募集団体

住みよい地域社会の実現を目的とする活動を行い、次に掲げる全ての要件を満たす団体

- 1 町内に活動の拠点を有していること
- 2 構成員がおおむね5人以上であること

## ■助成金交付対象事業

まちの地域づくりを目的として、次のいずれかに該当する事業

- 1 地域の課題解決に向けた主体的な取り組み
- 2 地域の人やモノなどの素材を生かした取り組み
- 3 身近な公共サービスの創造や提供に関する取り組み
- 4 地域の伝統・文化を継承する取り組み
- 5 活動団体同士の連携や協働の取り組み
- 6 地域住民の声を集約してみんなで実践する取り組み
- 7 その他、町長が必要と認める取り組み

## ■助成金交付対象金額

事業実施に要する経費を対象とし、30万円を上限とします。

※ただし活動団体の恒常的活動を維持する経費などは対象外。

※必要に応じて3分の2以内の額を前払いできます。

## ■問い合わせ先

まちづくり推進課 ☎46-5578

## 空き家・空き地バンクを設置しました

空き家・空き地バンク制度とは、物件を売りたい、貸したいと思っている所有者と、町内に住むために物件を探している人をつなぐ制度です。空き家と空き地の活用により、空き家の適正管理と移住・定住を応援していきます。

### ■物件登録から契約成立までの流れ

- ▽物件所有者の「手続き」
- ▽空き家・空き地バンクへの登録申し込み
- ▽現地調査への立ち会い
- ▽登録後、町ホームページで情報

### ■申し込み・問い合わせ先

まちづくり推進課 ☎46-5578

